

5/9(火)の行事



報道発表資料の配付日時 5月 1日(月)

発表項目	令和5年度(2023年度)十勝地域海岸漂着物対策推進協議会の開催について	
概要	<p>1 日時 令和5年(2023年)5月9日(火) 15:00～(1時間程度)</p> <p>2 場所 十勝合同庁舎 3階講堂</p> <p>3 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度海岸漂着物等地域対策推進事業の予算について ・令和4年度海岸漂着物処理実績について ・令和5年度流木の発生抑制対策について ・その他 	
参考	<p>※十勝地域海岸漂着物対策推進協議会</p> <p>十勝地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として開催する。</p>	
報道(取材)に当たってのお願い	取材に当たって、感染症等防止のための対策をお願いします。	
他のクラブとの関係	同時配付	
	同時レク	
	記者レク	
その他		
担当(連絡先)	<p>北海道十勝総合振興局</p> <p>保健環境部環境生活課 (担当：主幹 渡辺)</p> <p>TEL 0155-26-9025 (直通)</p>	

十勝地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、十勝地域における海岸の良好な景観と環境並びに海洋環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的に設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に定める構成機関をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会の議題は、次の事項のとおりとする。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 海岸漂着物対策の推進に関する情報共有・連絡調整
- (4) その他、海岸漂着物に関すること

(会議の開催)

第5条 会議の会長は、十勝総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

- 2 協議会は、会長が招集するものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。

(流木対策検討部会)

第6条 第4条の協議事項のうち、森林等からの流木の発生抑制対策及び回収した流木の利用促進等に向けた技術的事項を検討するため、協議会に流木対策検討部会（以下「検討部会」という。）を置くものとし、検討部会の運営に必要な事項については別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会に事務を処理するため、十勝総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。なお、検討部会の事務については、十勝総合振興局産業振興部林務課が処理する。

(見直し期限)

第8条 本会議は、この要綱の施行の日から起算して2年を経過することに、社会経済情勢の変化や開催実績を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年7月6日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

別表

十勝地域海岸漂着物対策推進協議会

	機関名	職名	
会長	十勝総合振興局	くらし・子育て担当部長	
委員	帯広建設管理部	公物管理課長、治水課長	
	大樹町	住民課長、農林水産課長	
	広尾町	住民課長、水産商工観光課長、港湾課長	
	豊頃町	住民課長、産業課長	
	浦幌町	町民課長、産業課長	
	大樹漁業協同組合	専務理事	
	広尾漁業協同組合	専務理事	
	大津漁業協同組合	専務理事	
	十勝総合振興局	産業振興部	調整課長
		産業振興部	林務課長
		産業振興部	水産課長
帯広建設管理部		用地管理室 維持管理課長	
帯広建設管理部		事業室 治水課長	
事務局	十勝総合振興局 保健環境部	環境生活課	